



児童扶養手当・特別児童扶養手当の「現況届」について

児童家庭課
児童扶養手当担当
☎876-1234
(内線3612)

児童扶養手当および特別児童扶養手当を受給中の方は、受給資格確認のための「現況届」が必要です。この届出がない場合は、8月以降の手当(12月振込)が受けられなくなりますので必ず届出を行ってください。また、児童扶養手当の受給者については、「母子父子家庭等医療費助成」の現況届も同時に行います。

受付場所
市役所2階202会議室

受付期間

8月6日(金)～27日(金)

※ただし、特別児童扶養手当の現況届は、8月11日(水)から受付します。

受付時間

午前9時～午前11時
午後1時～午後4時

☆通知によって受付日が指定されています。都合がつかない方は期間内(土日は除く)に届出を行ってください。混雑が予想されま

すので、できるだけ指定日にお越しください。

また平成21年度の所得申告がお済みでない方は、現況届を提出する前に所得の申告および確認が必要です。

◎平日に都合がつかない方のために、次の休日に受付を行います。

8月15日(日)
午前9時～午前11時
午後1時～午後4時

父子家庭への児童扶養手当支給を開始しました

児童家庭課
児童扶養手当担当
☎876-1234
(内線3612)

8月1日から父子家庭の父にも児童扶養手当が支給されます。手当を受給するには窓口での申請が必要です。

申請手続など詳しいことは児童家庭課へお問い合わせください。

支給要件

次の①～⑥のいずれかに該当する児童を監護し、かつ生計を同じくしている父

- ①父母が婚姻を解消した児童
- ②母が死亡した児童
- ③母が定程度の障がいにある児童
- ④母の生死が明らかでない児童
- ⑤その他(母が1年以上遺棄している児童、母が婚姻によらないで懐胎した児童など)

手当額(月額)

受給資格者が監護・養育する子どもの数や所得等により決められます。※所得制限あり

○児童一人の場合

全部支給 41720円
一部支給 9850～41710円

○児童二人以上の場合

二人目は5000円、3人目以降一人につき3000円を加算します。

※その他要件あり。個々の家庭が支給要件に該当するかは申請相談時に確認しますので、該当しない場合もあります。

毎月勤労統計調査特別調査についてのお問い合わせ

沖縄県企画部 統計課
人口社会統計班 毎勤担当
☎866-2050

厚生労働省では、本年7月31日現在で常用労働者を1人～4人雇用している事業所を対象に、毎月勤労統計調査特別調査を実施します。この調査は、1～4人規模事業所における賃金、労働時間および労働者数の動向を都道府県別に明らかにするなどの目的を持つ調査です。

調査対象となる事業所には、8月から9月にかけて統計調査員が訪問して調査票を作成します。調査票に書かれた事柄は、「統計法」により厳しく秘密が守られます。また、統計以外の目的に使用されることはありません。

調査の結果は、各種の労働施策のための貴重な資料となります。

浦添市重度心身障害者(児)医療費助成について

福祉課 障がい福祉係
☎876-1234
(内線3563)

「浦添市重度心身障害者(児)医療助成制度」は、心身に重度の障害のある方々の医療費負担を軽減する制度です。

医療費助成の対象者

市内に住所がある方(ただし他市町村から市内施設に入所している方を除く)、または本市から他市町村の施設に入所している方で健康保険に加入している方のうち左記のいずれかに該当する方。

・身体障害者手帳1級2級

・療育手帳A1・A2

※一定の所得制限あり

請求方法

医療機関で支払った保険適用の領収書(月単位でまとめたもの)を持参して、毎月10日までに請求してください。

※高額療養費が支給される場合は、高額療養費支給決定後の請求となります。

※領収書は診療翌月から1年以内のものが有効です。

請求に必要なもの

- ①医療保険証受給者証
 - ②印鑑(認め印可)
 - ③領収書(月単位でまとめて診療月の翌月から受付)
- 医療費助成が制限される方と請求できない領収書

すので、調査へのご理解とご協力をお願いします。

飼い犬の管理、しつけは大丈夫ですか？

環境保全課
☎876-1234
(内線3216)

ここ数年、近隣市では闘犬のピットブルが逃げ出し、騒ぎになったりしています。

お宅の犬の管理は大丈夫ですか？日頃から、鎖や首輪、オリなどを点検して、犬が逃げ出さないよう注意してください。

特に夏休み期間中は、子どもたちへの咬傷事故がないよう、犬の飼い主および市民の皆様のご協力をお願いします。

なお、犬による危害を未然に防ぐため、また、街の美観を保つため、飼い主は次のことを守ってください。

- ①飼い犬は、昼も夜もしっかり吠えないでおく。
- ②犬の運動や散歩をさせる時は、他人に危害を加えないよう口輪を着けるなど十分気をつける。
- ③犬の運動や散歩時の「フン」は、必ずビニール袋などに入れて後始末をする。

※環境保全課では、夏休み期間中に、ラジオ体操に参加したり戸外や公園で遊ぶ子どもたちの安全のために、早朝および夕方のパトロールを行います。

第50回下水道の日

下水道課
☎876-1234
(内線4661)

9月10日は「第50回下水道の日」です。今年は「下水道 水から聞こえる ありがとう」を推進標語に普及啓発活動を行います。浦添市では「下水道パネル展」を開催します。

下水道パネル展

場所 市役所1階ロビー

期間

9月6日(月)～10日(金)

下水道は、汚水を科学的、衛生的に処理して、きれいな水によみがえらせる重要な働きをしています。また下水道に接続されていない方は、下水道課までお気軽にご相談ください。

市民相談・法律相談および行政相談窓口の案内

市民相談・消費生活相談室
☎876-1234
(内線7311)

市民相談

月～金曜日 午前9時～午後9時(昼食時は除く)

内容

市民生活に関わる市民の一般相談および市行政に対する苦情や意見、要望等

法律相談

毎週火曜日 弁護士相談
午後2時～4時30分

毎週水曜日 司法書士相談
午後2時～4時30分

毎週木曜日 司法書士相談
午後7時～9時

内容

市民生活に関わる諸々の法律相談(要予約)

行政相談

毎月第1・2・3木曜日
午後2時～4時

内容

行政機関等の業務に関する苦情の相談

消費生活相談

毎週月・水・金曜日
午前10時～午後4時

内容

消費生活に関する相談
相談は無料、秘密は厳守します。

